

第6回 総社市再出発制度改革委員会（概要）

平成26年7月31日（木）

総合福祉センター2階教養研修室

10:05～12:12

出席委員：5名（欠席 晝田委員）半数以上の出席であり委員会は成立

委員会公開の確認

本日の委員会を公開することを委員相互で確認

【報告事項】

（1） 7月24日市長の記者会見概要について

（事務局）（1） 7月24日の市長記者会見で述べた概要は次の通り

1 職員倫理について

○コンプライアンス条例（仮称）の制定

上記の条例主旨を受け、次の3点を具体的に進める。

- ・ 不当要求等の記録・公表制度
- ・ 公益通報制度の規程を改正し拡充する。
- ・ 飲食等の届出制度を含む職員倫理規則の制定

○昇任・昇格等を含めた懲戒処分等の厳罰化・明確化

- ・ 昇給・昇格基準の明確化
- ・ 停職期間の厳罰化

2 入札・契約について

○入札等監視委員会の設置

○指名停止期間の厳罰化

○工事等に係る新規業者の取扱いの改正

(2) 前回の検討事項及び提出資料について

- ・資料「入札・契約制度改革及び公正な職務遂行のための仕組みづくりの概要」をもとに原因→課題点→対策の概要を説明。委員には更なる肉付けをお願いしたい。
- ・平成18年以降の新規登録の市内業数及び準市内業者の数を説明
- ・指名審査委員会の議事録は、作成することで検討
- ・事務所の実地調査は、早急に実施することで検討
- ・指名停止要領は、再考したが、前回（5回）で提案した内容で実施したい。

(委員発言)

- ・どのような場合に〇ヶ月の期間とするというように、指名停止の運用基準を設ける必要を感じる。
- ・事務所の実地調査は、点検項目や改善事項の基準が必要だと思う。
- ・コンプライアンス条例など制度を定めるのは良いが、制度が如何に守られているのかをチェックする機関を設けるべき
- ・入札等監視委員会のチェック機能に、内部全体をチェックする機能を加えることは可能か。
- ・P・D・C・Aサイクルで考えると、Pが条例、Dが実施、そしてCの機能が必要となるが、必ずしも外部でなくても良いのでは。内部でも機能が発揮できれば良いと思う。
- ・コンプライアンス条例の全容を委員会へ相談して欲しい。
- ・条例を制定した後、法令解釈、禁止事項などの職員教育、その記録を行い、啓発を図ることが重要
- ・条例には主旨を定め、規則などに細目を定めると理解して良いか。
⇒ そのように理解をお願いします。

- ・ 新規業者について随意契約対象とする期間を名簿登録後6ヶ月と定めたが、これまではどうだったのか。
 - ⇒ 曖昧な部分があったため明確にした。
- ・ 随意契約対象になってから指名対象までの期間の意味合いは
 - ⇒ 随意契約対象の少額工事で施工能力を確認する期間と思って欲しい。
- ・ 入札に関する対策は講じているが、随意契約に関する改革も行うのか。定期監査で随意契約に関する指摘は毎年あるが。
 - ⇒ 随意契約の改革も予定している。ガイドラインの作成も考えている。

【村本委員から提案】

- ・ 村本委員が作成された「総社市官製談合不祥事対策検討シート」を提案
- ・ 事件の背景、問題点など概要は示されてきたが、まだ整理出来ていないものが多いと感じる。また、委員会の進捗状況を鑑み、最終答申へ向けた作業を急ぐ必要がある。
- ・ そこで、調査事項、問題点など詳細を全体に渡って整理し、項目ごとに追加調査事項や対策を記載することで、最終答申作成の参考になればと考え、この様式を作成した。
- ・ 職員アンケート、市の内部調査結果などシートを区分している。
- ・ 委員各位で記入して頂きたいし、事務局で記入できる箇所は是非とも取組んで頂きたい。
 - ⇒ 事務局として記入出来る箇所は記入します。

村本委員が提案された「総社市官製談合不祥事対策検討シート」を活用することを確認併せて、最終答申書の作成に向けた準備も進めていくことを確認

【審議事項】

(1) 入札等監視委員会の機能について

(事務局) 7月24日の市長の記者会見を受け設置するもの。

委員会の機能としては、

対象：建設工事，委託業務

所掌する事務：運用状況の報告，指名方法及び落札経過に関する審議，

入札制度への提言，随意契約の理由及び経緯，

指名等に関する再苦情の審議

を予定している。

また，委員の人数は3名，開催頻度は原則年2回，会議は原則公開などの内容を考えている。

(委員発言)

- ・ 他の自治体でも同様な委員会を設置しているのか。
 - ⇒ 県内では岡山市が設置。全国でみると総社市と規模が同じ位の市で約2割が設置している状況
- ・ 年2回の開催だが，軌道に乗るまで回数を増やしても良いのでは
- ・ 指名に関する苦情など処理する事務は担任するか。
 - ⇒ 市から一旦返答し，再度異議を申し立てた場合の再苦情の審議は事務として予定している。
- ・ 入札・契約に特化した監視組織だが，このゾーンのみで十分か。コンプライアンス条例を制定した後の制度が守られているか否かチェックする機能を加えるべきでは。
- ・ 企業では，内部で監視するより外部の監視という意見や傾向が強い。
- ・ 全体を監視する組織は，別組織でも良いのでは。
 - ⇒ 全体をチェックするものでいえば監査という組織がある。

- ・ 監査委員に弁護士を任用しチェックしている自治体もある。全体をチェックする体制を強化する意味で弁護士を活用することを提言してはどうか。また、入札等監視委員会という組織は別な組織として必要と考える。
- ・ 委員会で審議している対策と市長の記者会見で実施していく内容を、最終答申へ向けたように整理すれば良いのか。委員会としては早期に実施できることは実施すべきと表明している。この点から考えれば、9月議会を経て実施する対策に更なる肉付けを行うこと、或いは今後の議論の中で新たな対策の提言を行うことを今後の委員会で協議していくと理解して良いか。

⇒ そのような理解をお願いします。

【第6回のまとめ】

- 市長が記者会見で表明した対策は了解する。ただし、更なる肉付けは検討して行く。
- 9月市議会へ提案する条例の概要を委員会へ相談して欲しい。
- 村本委員の提案されたシートを活用し、最終答申のまとめを進めて行く。

閉会

次回委員会について

日時：第7回 平成26年8月28日（木）午前10時から